

佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造の契約事務に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、佐世保市（以下「本市」という。）が発注する物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造（以下「物品購入等」という。）の契約事務について、公正かつ適正な執行のため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）その他の関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第1項に定めるものをいう。
- (2) 印刷物の製造 製造を行う印刷物のうち印刷製本費から支出するものをいう。ただし、地図印刷及び特殊印刷物を除く。
- (3) 業者 本市が発注する物品購入、修理及び売却並びに印刷物の製造を行う業者をいう。
- (4) 契約 物品購入契約、物品修理契約及び物品売却契約並びに印刷物を製造する契約をいう。

（物品の区分）

第3条 物品は、佐世保市物品会計規則（昭和56年規則第10号）第4条第1項各号に定めるところにより、これを区分する。

（業者の区分）

第4条 業者は、次の各号により区分する。

- (1) 登録業者 佐世保市物品等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された次の業者をいう。

ア 市内業者 本市に本社、本店を有する法人で本市の市税の滞納がない者及び本市に主たる事業所を有する個人事業者で代表者の住民票が市内にあり、その代表者が本市の市税の滞納がない者

をいう。

イ 準市内業者 市外に本社、本店があり、本市に支店、営業所を有する法人又は本市に事業所を有する個人事業者で、本市に納税があり、かつ、その滞納がない者をいう。

ウ 市外業者 市内業者及び準市内業者に該当しない者をいう。

(2) 登録外業者 名簿に登録されていない者 をいう。

(入札参加対象営業種目)

第5条 入札参加対象の営業種目は、別表1に掲げるとおりとする。

(入札参加資格要件)

第6条 入札に参加する者は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 自治令第167条の4第1項に該当しない者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものであること。）及び同条第2項に該当しない者

(2) 第10条に定める審査基準日において創業又は法人の設立から1年を経過している者

(3) 市内業者、準市内業者は本市の市税及び国民健康保険税を滞納していない者、市外業者は法人税（個人事業者にあつては申告所得税）を滞納していない者

(4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者

(5) 営業に関して、許可、認可、登録（以下「許可等」という。）を必要とする場合は、当該許可等を受けていること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者にあつては同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受け、その旨を証する書類を提出したものを除く。また、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者にあつては同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受け、その旨を証する書類を提出したものを除く。）。

2 次の各号により営業又は事業を承継した者については、前項第2

号の要件に関し承継前の入札参加資格を有する者から当該承継人が引き継いだものとみなす。

- (1) 個人事業者が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 病気、老齢等により営業に従事できなくなった個人事業者の営業権を承継したその配偶者、2親等以内の親族又は生計を一にする同居の親族
- (3) 会社が解散し、会社の代表者がその事業を譲り受け個人事業者となった場合におけるその個人事業者
- (4) 個人事業者が法人を設立した場合におけるその法人
- (5) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人
- (6) 法人が分割した場合における事業を承継する既存の法人又は設立する法人
- (7) 法人が事業を譲渡した場合における当該事業の譲渡を受けた法人又は個人事業者
- (8) その他市長が前各号に類すると認める場合における当該営業又は事業の譲渡を受けた個人事業者又は法人

(入札参加資格審査の申請及び時期)

第7条 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）

は、物品等入札参加資格審査申請書に関する要領に定める入札参加資格審査申請書類一式（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

3 申請書の提出時期は、各月（3月を除く。）の第2月曜日からその週の金曜日まで（祝日は除く。）とする。

(入札参加資格審査の結果通知)

第8条 前条第1項の規定による申請があったときは、申請内容を審査のうえ入札参加資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）には、物品等入札参加資格決定通知書により通知するものとする。

(入札参加資格の登録及び物品等入札参加資格者名簿の作成)

第 9 条 市長は、入札参加資格を決定したときは、当該入札参加希望者名を名簿に登録し、これを公表するものとする。

（入札参加資格の審査基準日）

第 10 条 入札参加資格の審査基準日は、申請を行った日の属する月の翌月の 1 日とする。

（入札参加資格の有効期間）

第 11 条 入札参加資格の有効期間は、当該年度の 4 月 1 日から年度末までの 1 年間とする。ただし、第 8 条により有資格者と決定された者の入札参加資格の有効期間は、申請を行った日の属する月の翌月の 1 日から当該年度末までとする。

2 有資格者のうち、入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、毎年度において市長が指定する期間に市内業者及び準市内業者にあつては本市の滞納のない証明書を、市外業者にあつては法人税（個人事業者にあつては申告所得税）の納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）を提出しなければならない。

3 全ての有資格者は、隔年度において市長が指定する期間に消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）を提出しなければならない。

4 前 2 項の証明書を提出した者は、入札参加資格の有効期間を 1 年間更新する。

5 第 2 項の証明書の提出がない者については、有効期間満了から 1 年を経過した後に登録を抹消する。ただし、登録を抹消するまでの間に当該証明書を提出した者については、当該証明書を提出した日から当該年度末まで入札参加資格を有効とする。

6 第 3 項の証明書の提出がない者については、有効期間満了後直ちに登録を抹消する。

（申請事項の変更の申し出及び入札参加資格の取下げ）

第 12 条 有資格者は、第 7 条第 1 項の規定による申請書及び添付書類の記載事項（営業種目を除く。）に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に申し出なければならない。

2 営業種目の変更については、毎年度市長が指定する期間に申し出るものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限

りでない。

- 3 前項により変更した営業種目は、翌年度から適用する。
- 4 有資格者が諸事情等により入札参加資格の取下げを申し出た場合は、有効期間内であっても取下げをすることができる。取下げについては文書によるものとし、受理日をもって取下げ日とする。
- 5 前項の規定により入札参加資格を取り下げた場合、当該有資格者の有効期間内での再度の申請は原則的にこれを認めないものとする。
(発注基準)

第 13 条 契約課への発注基準については次の各号のとおりとする。

- (1) 予定価格が 10 万円を超える物品の購入及び単価を定め一定期間継続して購入する物品で、その予定価格の総額が 10 万円を超える物品の購入
- (2) 電子複写機（複合機能を有しないものに限る。）の保守及び消耗品価格に関する契約
- (3) 予定価格が 10 万円を超える物品（リース物品を除く。）の修理。
ただし、車両については、予定価格が 40 万円を超える車両の修理又は車検
- (4) 予定価格が 10 万円を超える不用品及び不用物品の売却
- (5) 別表 1 のコード 44 及び 45 に係る印刷物の製造
- (6) 前各号以外の物品購入等については、その都度判断するものとする。

(指名業者の選定・留意事項・格付け)

第 14 条 指名業者を選定するにあたっては、名簿を基に、該当する営業種目に属する有資格者の中から選定する。ただし、営業種目に該当する有資格者がいない場合には他の営業種目から選定できるものとする。なお、営業種目全てに該当がない場合については、この限りではない。

- 2 前項の規定により業者を選定するときは、次の各号に留意するものとする。
 - (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 社会的信用状況
 - (3) 経営状況

- (4) 過去の物品納入等の実績
 - (5) 佐世保市物品購入等契約の手持ち量
 - (6) 税の納付状況
 - (7) 当該債務の履行場所、その他の地理的要件
 - (8) 役員重複の有無
 - (9) 資金的関係
 - (10) 印刷物の製造にあつてはその格付け
 - (11) 準市内業者にあつてはその格付け
- 3 別表1のコード44「印刷」に登録した業者は、次の分類に応じ格付けを行う。
- (1) Aランク 4色オフセット印刷機を有し、使用している市内業者
 - (2) Bランク 2色オフセット印刷機を有し、使用している市内業者
 - (3) Cランク 単色オフセット印刷機を有し、使用している市内業者
 - (4) Dランク オフセット印刷機を有しない市内業者
 - (5) Eランク 前各号以外の業者
- 4 別表1のコード45「連続帳票」に登録した業者は、次の分類に応じ格付けを行う。
- (1) Aランク 連続帳票印刷機を有し、使用している市内業者
 - (2) Bランク 前号以外の市内業者
 - (3) Cランク 前各号以外の業者
- 5 準市内業者は、次の分類に応じ格付けを行う。
- (1) Aランク 次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。
 - ア 登録した各営業種目において市内業者の平均雇用職員数を上回ること。
 - イ 当該市内支店等で雇用している者のうち半数以上が本市に住民票を有する者であること。
 - ウ 本市に支店等を開設後10年以上経過していること。
 - エ 本市に支店等の土地又は社屋を保有していること。
 - (2) Bランク 次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

ア 登録した各営業種目において市内業者の平均雇用職員数を上回ること。

イ 当該市内支店等で雇用している者のうち半数以上が本市に住民票を有する者であること。

ウ 本市に支店等を開設後10年以上経過していること。

(3) Cランク 前2号以外の業者をいう。

(入札参加者選定の特例)

第15条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、登録外業者を入札に参加させることができる。

(1) 性質又は目的により必要があるとき。

(2) 災害等により緊急を要するとき。

(3) 特殊な物品であるとき。

(4) 有資格者がいないとき、又は有資格者が2者未満のとき。

(5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(説明会及び入札通知等)

第16条 契約課長は、物品購入同等の決裁後、説明会の日時及び場所等を決定するものとする。

2 業者指名通知及び説明会の通知は、契約課長又は契約課長の指名した入札執行事務担当職員（以下「担当職員」という。）が文書又は口頭で行うものとする。

3 契約課長は、入札日時及び場所等を決定したときは、指名業者に対しその日時及び場所等を文書又は口頭で通知するものとする。ただし、口頭により通知するときは、担当職員に代行させることができる。

4 説明会は、担当職員が行うものとし、その際、指名業者に説明会を受けたことを確認させるため、出席簿に記名又は押印をさせるものとする。ただし、文書の送付又はファクシミリ等の送信により、その内容が相手方に十分に伝えられると認められる場合は、説明会を省略することができる。

5 規則第164条に基づく郵便による物品購入等の入札（以下「郵便入札」という。）を行う場合は、説明会にて次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
 - (2) 入札書の到達期限
 - (3) 入札書の送付先
 - (4) 入札回数
 - (5) 開札の場所及び日時
 - (6) その他必要と認める事項
- (入札の執行者等)

第 17 条 入札の執行は、契約課長が行うものとする。ただし、契約課長において入札の執行を行うことができないときは、契約課長があらかじめ指名する職員をして、その執行をさせることができる。

- 2 入札の執行を補助させるため、入札執行補助者（以下「補助者」という。）を置き、担当職員をもって、補助者に充てるものとする。
- 3 入札室に入室できる者は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の代表者又はその委任を受けた代理人のほか 1 名までとする。

(指名競争入札の特例)

第 18 条 条件等により指名する者が限定される指名競争入札において、入札参加者が 2 者未満の場合であっても入札を執行することができる。

(入札上の注意事項)

第 19 条 入札場所において注意事項に従わない業者については、入札執行者において当該業者の退室等、必要な措置を講じるものとする。

(入札の方法)

第 20 条 入札執行者は、入札を関係法令及び規則第 163 条に定める方法に則り執行するものとし、その際、次に掲げる事項を実行しなければならない。

- (1) 入札場所に予定価格書及びくじを用意すること。
- (2) 入札開始時刻になったら、順次入札参加者を入室させた後で入札参加者名を読み上げるか、又は出席簿等によりその確認を行うこと。
- 2 入札書は、入札箱に投入後は公文書の取扱いとする。
- 3 郵便入札については、次に定める方法に則り執行するものとする。

- (1) 入札参加者は、入札書を一般書留又は簡易書留で入札書の到達期限までに、「日本郵便株式会社佐世保郵便局」に到達するよう郵送しなければならない、持参による提出は認めないものとする。
- (2) 前項の規定による郵送には「長形３号封筒」を用い、入札書を封筒に入れ封印させ、封筒表面に開札日、物品購入等の名称を記入のうえ「入札書」と朱書きさせ、封筒裏には差出人の住所と会社名を記入して郵送しなければならない。ただし、別に指示する場合は、この限りでない。
- (3) 前項に規定する封筒の宛名は、「日本郵便株式会社佐世保郵便局留、佐世保市役所契約課行」とし、佐世保市長宛の「親展」として郵送しなければならない。
- (4) 入札書は、日本郵便株式会社佐世保郵便局から本市に到達したときをもって入札書の提出があったものとみなす。
- (5) 本市到達後の入札書は、開札日時まで開封してはならず、契約課長は善良なる管理者の注意をもって、これを保管しなければならない。
- (6) 本市到達後の入札書の書換え又は撤回は認めないものとする。
(入札保証金の取扱い)

第２１条 規則第１６７条及び第１６８条に基づく入札保証金又はそれにかわる担保（以下「保証金等」という。）の納付若しくは提供（以下「納付等」という。）については免除する。ただし、契約課長が必要と判断した場合を除く。

２ 保証金等の納付若しくは提供又は返還する場合の手続きは、次に定めるところによる。

- (1) 入札参加者に保証金等の納付等をさせるときは、入札執行者が入札執行直前にその確認を行い、かつ、面前において封かんさせて氏名及び金額を封筒に明記させ、受領書を発行し、受け取るものとする。
- (2) 保証金等は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に受領書と引換えに返還する。

３ 規則第１６９条第１号の定めに該当し、入札保証金を免除された入札参加者については、入札執行前までに入札保証保険証券を提出

させるものとする。

(開札)

第22条 入札執行者は、開札を自治令第167条の8に定める方法に則り執行するものとし、その際、次に掲げる事項を実行しなければならない。

- (1) 担当職員又は補助者は、開札を行うごとに入札参加者に開札することを告げ、開封を行う。
- (2) 自治令第167条の8第4項に該当するときは、直ちに再度入札を行う。

2 郵便入札については、次に定める方法に則り執行するものとする。

- (1) 入札執行者は、入札参加者の立会いのもと開札を行うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (2) 開札に立ち会う入札参加者は、入札書受付締切日までに契約課職員に開札の立会いを行う旨を申し出なければならない。
- (3) 開札の立会いに際し、入札参加者が代理人を立ち会わせるときは、委任状（開札立会用）を提出しなければならない。
- (4) 立会人には、開札に先立ち、郵便入札開札立会人名簿に会社名及び氏名を記入させることとする。

(再度入札等)

第23条 再度入札執行の実施回数は2回までとする。

- 2 再度2回の入札をしてなお落札者がなかったときは、1回に限り見積書を徴し随意契約により契約を締結することができる。
- 3 前項において随意契約により契約を締結することができなかった場合は、その入札を打ち切り、仕様の変更又は入札参加者の指名替えを行い、改めて入札を行う。ただし、仕様の変更ができず、かつ、当初指名した者以外に指名する業者がないときは、前2項に規定する再度入札又は見積書の徴取により最も予定価格に近い額を提示した入札参加者と随意契約することができる。
- 4 前各項の規定は、郵便入札の場合について準用する。この場合において、第1項中「2回」とあるのは「1回」と、第2項中「再度2回の」とあるのは「再度の」と読み替えるものとする。

(落札者の決定)

第24条 入札執行者は、入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者の氏名及び入札価格を読み上げ、決定した落札者名を入札参加者に告げて、落札者を決定するものとする。ただし、最低制限価格を設けた場合の入札価格が当該最低制限価格に達しないものについては、これを落札者とししない。

(くじによる落札者の確認手続)

第25条 入札執行者は、自治令第167条の9の定めるところにより、くじ引きで落札者を決定したときは、落札となるべき同価格の入札をした者(以下「同価格入札者」という。)全員に「くじを引いた結果落札した」旨を入札書に記入させ、かつ、押印させるものとする。

2 郵便入札については、次に定める方法に則り執行するものとする。

- (1) 開札の結果、同価格入札者が2名以上あるときは、落札決定を保留したうえで、あらためて当該同価格入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、当該同価格入札者全員が、立会人に選任され現に立会いを行っている場合は、その場で当該立会人がくじを引くこととする。
- (2) 前号の場合において、当該同価格入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これにかえて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札後の処理)

第26条 入札執行者は、落札者が決定したときは、入札結果調書の落札金額欄に「決定」と朱書きするものとする。

- 2 落札者は、落札決定後原則として7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、その期間の末日が土曜日、日曜日、祝日その他休日のときは、その末日後で休日でない直近の日までとする。
- 3 契約保証金の納付が必要な物品購入等の契約で前項の期間内に契約保証金が納付できない場合又は契約保証金にかわる担保、履行保証保険若しくは履行保証証券を提出できない場合は、当該落札は無効とする。
- 4 契約金額の増額により、契約保証金の金額が変更後の契約金額の

100分の5以下になるときは、契約保証金の金額を変更後の契約金額の100分の10以上に増額しなければならない。

（準用規定）

第27条 第5条から第12条まで、第14条から第17条まで及び第24条から第26条までの規定は、随意契約の場合に準用する。

（要綱等の公開）

第28条 本要綱並びに物品購入等の指名業者、入札結果及び見積り合せ結果は公表する。ただし、指名業者名など入札執行に係る情報については、落札者決定後に公表する。

2 前項の規定に関わらず、佐世保市情報公開条例（平成13年条例第4号）第10条第1項の規定により非公開とする情報は、公開しない。

（要綱等の閲覧）

第29条 本要綱、物品購入等の指名業者及び入札結果等は、佐世保市ホームページ及び契約課で閲覧できる。

（その他）

第30条 この要綱に定めるもののほか、入札執行事務に関し必要な事項は、そのつど市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年8月10日から施行する。

2 物品購入等に関する入札事務処理要綱（昭和57年4月1日施行）は、廃止する。

3 佐世保市物品指名競争入札参加資格審査要綱（平成5年1月4日施行）は、廃止する

4 第5条第3項の規定は、平成17年4月1日以後に提出された申請書について適用し、平成17年3月31日以前に提出された申請書については、廃止前の佐世保市物品指名競争入札参加資格審査要綱第3条第3項の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱による改正後の第 6 条の規定にかかわらず、平成 25 年 4 月 1 日からの登録を目的として、市長が指定する期間内に申請するものにあつては、平成 25 年 4 月 1 日を審査基準日とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

コード	営業種目	コード	営業種目
41	医療機器	66	水産用品
42	衣料・寝具	67	水道資材
43	医療用薬品	68	スポーツ用品
44	印刷	69	石油類・プロパンガス
45	印刷(連続帳票)	70	染物
46	印章・ゴム印	71	地図印刷
47	OA機器	72	茶
48	家具・建具	73	厨房機器
49	ガス機器	74	通信機器
50	楽器・CD	75	鉄工製作
51	写真	76	電気
52	看板	77	特殊印刷
53	機械・金物	78	図書・新聞
54	贈答品	79	塗装用品
55	教材・保育用品	80	日用品・雑貨
56	計測量機	81	農機具
57	建設・土木資材	82	農業用薬品
58	工業用薬品	83	花
59	自動車購入・売却	84	福祉用品
60	自動車修理	85	不用品売却(金属、古紙・古布)
61	室内装飾	86	不用品売却(上記以外)
62	事務機器	87	文房具・紙製品
63	種子・植木・肥料・飼料・間伐材売却	88	理学機器
64	食料品	89	機器等リース
65	消防・防災用品	98	その他